

# 所得税法上の損害賠償金非課税規定の理論的根拠

——米国における議論を参考に——

宮崎 綾 望

目次

- I はじめに
- II 米国連邦所得税法における損害賠償金課税
- III わが国所得税法における損害賠償金課税
- IV おわりに

## I はじめに

所得税法9条1項17号は、納税者が受け取った損害賠償金等のうち一定の要件を充たすものを非課税とする旨定めている。その理論的根拠として、損害賠償金は損害を補てんするものであって所得ではない又は担税力がないという説明がなされる。わが国ではこれが当然のように受け入れられてきたため、これまで、不法行為に係る和解金につき事実認定が争われることはあったものの、所得税法9条1項17号の解釈や適用範囲が問題になることはあまりなかった。しかし、近年、不法行為の類型の多様化に伴って、この規定をめぐる解釈上の問題が生じるようになっており、今後<sup>(1)</sup>も増加すると考えられる。そうした問題を検討するための準備作業として、本稿では、米国における議論を参考にして、損害賠償金等が所得税法上非課税とされる理論的根拠を検討したい<sup>(2)</sup>。もっとも、米国の不法行為制度とわが国の不法行為制度は異なっており、望ましい損害賠償金課税のあり方は必ずしも同じとは限らない。しかし、米国とわが国の所得税制は、ともに所得を包括的に捉えたいうえて、一定の要件をみたす損害賠償金を非課税としているため、米国においてそれが非課税とされている理由を検討

することは、わが国において今後発生しうる解釈問題やこの制度の将来的な方向性を立法論的に考えるにあたって有意義である。

## 註

- (1) 第1に、「心身」以外の人格的利益の侵害により財産的損害が生ずる場合や財産的利益の侵害により非財産的損害（慰謝料）が生ずる場合に、所得税法施行令30条のいう「心身に加えられた損害に基因して取得する」賠償金又は「資産に加えられた損害に基因して取得する」賠償金のいずれに該当するのか、又はいずれにも該当しないのが問題となる。たとえば、芸能人の氏名権・肖像権（パブリシティ権）の侵害により財産的損害が生じる場合、生活妨害・環境破壊により財産的損害が生ずる場合、投資取引における事業者の説明義務・情報提供義務違反により手数料相当額の損害が生ずる場合、名誉毀損により非財産的損害が発生するとともにそれにより営業上の損失などの損害が生ずる場合が前者の具体例として考えられる。後者の具体例としては、飼犬が事故で死亡した場合に、犬の価格相当の財産的損害が発生するだけでなく、慰謝料が発生する場合である。第2に、所得税法施行令30条2号の定める「不法行為」が「突発的な事故」に限られるか否かが問題となっている。非課税とされる範囲が突発的な事故に類する不法行為によるものに限定されるとすれば、たとえば、商品先物取引に関して取引業者から受け取った和解金（大分地判平成21年7月6日先物取引裁判例集57号24頁、その上級審である福岡高判平成22年10月12日先物取引裁判例集57号24頁、名古屋地判平成21年9月30日判時2100号28頁、その上級審である名古屋高判平成22年6月24日判タ1359号137頁）、有価証券報告書の虚偽記載による株価の価値の下落につき会社又は取締役から受け取る損害賠償金（国税不服審判所裁決平成23年12月2日裁決事例集No.85）、FX取引における預託証拠金の損害による受ける裁判上の和解金（国税不服審判所裁決平成23年6月23日裁決事例集No.83）などが突発的な事故に類する不法行為によるものか否かが問題となる。第3に、契約責任に基づく債務不履行により損害賠償金を受ける場合に非課税規定の適用があるのか否かが問題となる。
- (2) 同規定の理論的根拠に関する先行文献として、玉國文敏「損害賠償金課税をめぐる法的一考察」租税研究（1998）33頁、同「損害賠償金課税をめぐる一考察（一）——米國連邦所得税法上の取扱いを中心として——」明治学院論叢383（1985）97～124頁を参考にした。

## II 米国連邦所得税法における損害賠償金課税

### 1 制度の概要

#### (1) 個人が損害賠償金を受けた場合

米国の連邦所得税制においては、個人が損害賠償金を受けた場合で、それが人的侵害行為によるものであるときは、その損害賠償金の金額は総所得に含まれない（IRC (Internal Revenue Code、内国歳入法典) §104 (a) (2)）。この規定の対象とならない場合は、個人以外が損害賠償金を受け取った場合 (2) と同じ扱いがなされる。つまり、被害者が受けた損害賠償金は原則として総所得に含まれるが、投下資本（原資）の回収にあたる部分に課税<sup>(3)</sup>されることはない。ただし、投下資本の存在及びその価額は納税者が証明しなければならない。また、事業用資産の場合は、IRC §1033により課税の繰り延べが認められる場合がある。

したがって、個人である納税者が損害賠償金を受ける場合は、内国歳入法典 §104 (a) (2) の適用があるか否かが重要な問題となる。

#### (2) 個人以外が損害賠償金を受けた場合

IRC §61 は、「総所得 (gross income) とは、本法に定めがあるものを除くほか、いかなる源泉から生じるものかにかかわらず、あらゆる所得をいう」と定めている。個人以外の納税者が受けた損害賠償金については、IRC §104 (a) (2) が適用されないため、原則として IRC §61 によりその金額は総所得に算入され、課税対象となる。ただし、米国では、損失を補完するために受ける金銭（損害賠償金や保険）にも投下資本の回収理論が適用<sup>(4)</sup>されることが判例により確立している。たとえば、基礎価額 600,000 ドル（市場価格 700,000 ドル）の建物が工事請負人の過失により破壊され、それに基因して 700,000 ドルの賠償金を受けた場合、そのうち 600,000 ドルは投下資本の回収であるから課税の対象とされることはなく、差額の 100,000 ドルのみが課税対象となる。納税者と課税庁の間で争いとなることが多いのは、受けた損害賠償金が投下資本の回収にあたるかそれとも逸失利益に代わるものであるかという点である。営業上の評判の侵害により

受ける損害賠償金につきこの問題が争われた事例では、投下資本たる基礎価額が存在すること及びその価額を立証する責任は納税者が負うものとされた。<sup>(5)</sup>

物的損害について受けた損害賠償金の場合は、取得した金銭を同種資産に再投資するなど内国歳入法典 §1033 の要件をみたす場合には、基礎価額を超える部分について課税を繰り延べることが認められる。たとえば、上記の例であれば、損壊資産の基礎価額 600,000 ドルが代替資産の基礎価額として引き継がれ、差額の 100,000 ドルは代替資産が譲渡されるまで課税されない。

### (3) IRC §104 (a) (2)

IRC §104 (a) (2) は、「(訴訟又は合意によるものであろうと、また、一括又は定期金として受け取ったものであろうと) 人的身体的侵害 (personal physical injuries) 又は身体的疾病 (physical sickness) により受ける損害賠償金 (懲罰的損害賠償金 (punitive damages) を除く) の金額」は総所得<sup>(6)</sup>に含めない旨定めている。

この「身体的」という用語と懲罰的損害賠償金を除外する括弧書きは、1996年改正により設けられたものである。改正前は、単に「人的侵害又は疾病」と規定されていたため、これに名誉毀損や差別などの非身体的侵害が含まれるか否かが明らかでなく、「人的侵害」の定義をめぐって多くの訴訟が提起されてきた。非身体的侵害により受ける損害賠償金が適用範囲に含まれるか否かという問題は、この規定の理論的根拠を何に求めるかという問題と密接に結びついている。以下では、この問題を扱った裁判例を中心に検討する。

## 2 裁判例の動向

### (1) 立法時

米国において損害賠償金の非課税規定が定められたのは、所得税法 (the Income Tax Act of 1913) が立法化されてまもない 1918 年である。1918 年歳入法 §213 (b) (6) により、「訴訟又は合意によるかにかかわらず人的侵

害又は疾病 (personal injuries or sickness) を理由として受ける損害賠償金の金額」は総所得から除外する旨定められた。<sup>(7)</sup>

§213 (b) (6) の立法経緯 (legislative history) からはその理論的根拠が明らかでないが、この当時はヒューマン・キャピタル理論と呼ばれる考え方が支持されていたとされる。議会がその立法化にあたって基礎とした資料には、「人の身体」(human body) はある種の「資本」であり、事故により受け取った金銭は資本のコンバージョンであると述べられている。<sup>(8)</sup>

また、1919年及び1920年に公表された行政庁の見解からも、ヒューマン・キャピタル理論が基礎とされていることがうかがえる。それらは、職業上の名声に対する名誉毀損行為により受ける賠償金 (damages for slander or libel of personal character) や第三者による夫婦関係の妨害により受ける賠償金 (damages for alienation of affections) については §213 (b) (6) が適用されないと解されることを明らかにしたものであるが、その理由として、身体的侵害 (physical injuries) のみが「失われた資本」(lost capital) をもたらすのであって、資本の破壊又は減少をもたらさないものは除外規定の適用範囲に含まれないと述べている。名誉毀損行為や第三者による夫婦関係の妨害について受けた賠償金については、それらが補てんしようとする名誉や妻の愛情を「資本」ということはできないと述べており、投下資本の回収理論 (原資の維持に必要な部分には課税されないとする租税理論) を基礎としたうえで、身体を「資本」に含める限定的なヒューマン・キャピタル理論を採用したものと見える。

## (2) 1920年 Eisner v. Macomber 最高裁判所判決

しかし、1920年の Eisner v. Macomber 最高裁判所判決の影響をうけ、上記の行政庁の見解は変更された。同判決は、「所得」を「資本、労働又はその結合から生じる利得 (gain)」と定義した有名な判決である。<sup>(10)</sup> これを受け、1922年に示された行政庁の見解は、「同判決の観点からは、第三者による夫婦関係の妨害又は人的名声の毀損に対する賠償金からはいかなる利得も生じない、したがって、いかなる所得も生じないというべきである」と解して、非身体的侵害に係る損害賠償金には課税されないと解され

ることを明らかにした。<sup>(11)</sup>

1927年の *Hawkins v. Commissioner* 租税裁判所判決においても、名誉棄損行為により受けた和解金が課税所得に含まれないことが確認された。<sup>(12)</sup> *Eisner v. Macomber* 最高裁判所判決の定義を前提とすれば、身体の損害を補填する損害賠償金のみならず、損害賠償金はすべて課税対象から除外されるべきことになる。実際、この時期には、名誉毀損行為により受ける賠償金、懲罰的損害賠償金、さらには、契約による賠償金も課税所得から除外されると判断されている。<sup>(13)</sup>

### (3) 1955年 *Commissioner v. Glenshaw Glass* 最高裁判所判決

1955年の *Commissioner v. Glenshaw Glass* 最高裁判所判決により所得の範囲は広く捉えられ、*Eisner v. Macomber* 最高裁判所判決による所得の定義は実質的に無視されるようになった。独占禁止法に基づき受けた懲罰的損害賠償金が所得に含まれるか否かが争点になり、下級審裁判所は、係る損害賠償は支払者に対する制定法上の制裁にほかならず、受領者にとって所得とはいえないと判示したが、最高裁判所はこれをくつがえし、懲罰的損害賠償金は疑いもなくその受領者の富を増加させるから、制定法上所得が広く定義されていることにかんがみ、所得とされなければならない、と判示したのである。最高裁判所は、*Eisner v. Macomber* 最高裁判所判決による所得の定義について、それは資本から利得を区別する目的のためには有意義であるが、総所得をめぐるあらゆる問題の基準を示したものではないと述べている。そして、人的侵害行為により受ける損害賠償金はおよそ投下資本の回収にあたるという考え方が行政庁によりながら支持されてきたことに鑑みると、懲罰的損害賠償金は資本を回復 (restore) するものとはいえないから、これを非課税とすることはできないと述べている。

本判決は、所得概念をめぐる議論において重要な意味をもつものであるが、それと同時に、損害賠償金の非課税規定の理論的根拠として、制限的な所得の定義を基礎とする考え方を退け、投下資本の回収理論が支持されることを明らかにしたものと見える。

しかし、非身体的な人的侵害については、非課税規定の文言に忠実に解

積した場合と投下資本の回収理論を基礎として解釈した場合とでは、異なる結論が導かれる場合がある。そのため、Commissioner v. Glenshaw Glass 最高裁判所判決後は、この点に関して多くの訴訟が提起され、裁判所の見解が対立した。<sup>(14)</sup>

(4) IRC §104 (1) (2) の適用をめぐる対立

1989年の Roemer v. Commissioner 租税裁判所判決は、「人的評判」(personal reputation) と「事業上の評判」(business or professional reputation) とを区別し、前者のみが非課税規定の適用範囲に含まれると解した。<sup>(15)</sup> 本判決においては、事業上の評判が毀損されたことにより受けた補償的賠償金に非課税規定が適用されるか否かが問題となり、事業上の評判に係る本件賠償金は主として過去および将来の逸失所得を補てんするものであり、総所得に含めるべきであるとする課税庁側の主張が認められた。<sup>(16)</sup> しかし、その上級審である Roemer v. Commissioner 第9巡回区控訴裁判所は、租税裁判所の判断をくつがえし、「身体的人的侵害」と「非身体的人的侵害」とを区別する必要はないとした。<sup>(17)</sup> なぜなら、法律の文言には単に「人的侵害」(personal injury) と規定されているからである。この文言からは、それを身体的な人的侵害に限定する理由はなく、事業上の評判と人的評判を区別する必要もない。

同様に、不当提訴や雇用上の差別などの非身体的な侵害により受ける賠償金について多くの訴訟が提起され、IRC §104 (a) (2) の文言に基づいて非身体的な侵害に係る賠償金も課税所得から除外されると解する裁判例と、投下資本の回収理論に基づいてこうした賠償金は課税所得に含まれると解する裁判例とに分かれた。<sup>(18)</sup> 懲罰的損害賠償金についても、投下資本の回収理論に基づいて課税所得性を積極的に認めようとするものが存在する一方、IRC §104 (a) (2) には「人的侵害により受ける損害賠償金」と定められていることから、懲罰的損害賠償金であっても人的侵害行為により受けるものについてはIRC §104 (a) (2) の適用を認め課税所得から除外しようとする判決との対立があり、混乱が続いた。<sup>(19)</sup>

#### (5) 1986年改正及び1996年改正

議会は、IRC §104 (a) (2) の解釈適用をめぐる混乱に終止符を打つため、1986年に「身体的侵害又は身体的疾病 (physical injury or physical sickness) に関係しない事案に係るいかなる懲罰的損害賠償金にも課税除外規定は適用しない<sup>(20)</sup>」という文言を加え、1996年には、冒頭に引用した現行規定の形へと §104 (a) (2) を改正した。これにより、①あらゆる懲罰的損害賠償金が非課税規定の範囲から除外され、②「人的侵害」の範囲は身体的人的侵害に限定されることが明らかとなった。このような取扱いとされた趣旨は、①懲罰的損害賠償金については、それは不法行為者を罰するものであり、被害者に対する補てんを目的とするものではないため、受領者にとっては「たなぼた」(windfall) であり、課税所得に含まれるべきものであるためである。②非身体的な人的侵害に係る賠償金については、身体に関係しない雇用差別や評判の侵害などに係る損害賠償金は一般的にバックペイ又は逸失賃金・利益を補てんすることを意図するものであり、本来は、課税所得に含まれるべきものであるためである。<sup>(22)</sup>

#### (6) 評価

上記一連の改正により、非課税とされる損害賠償金の範囲は狭められる結果となったが、理論的には、投下資本の回収理論ないしヒューマン・キャピタル理論に整合的な規定へと整備が図られたものと評価できる。しかし、非身体的な人的侵害により受ける損害賠償金のなかには逸失利益の補てんにあたらないものもあるため、「身体的」な人的侵害と「非身体的」な人的侵害の区別が投下資本の回収理論と必ずしも整合的でない場合があると考えられる。たとえば、身体的人的侵害により生ずる精神的損害(傷害による慰謝料)については非課税規定が適用されるのに対し、非身体的人的侵害により生ずる精神的損害(例: 名誉毀損による慰謝料)には非課税規定が適用されないという差異は、投下資本の回収理論により説明することが難しい。

この点が問題となったのが、2006年の Murphy v. Unites States D.C. 区巡回控訴裁判所判決 (Circuit Court of Appeals) である。本判決において

は、精神的苦痛に対する45,000の賠償金ドル及び専門的評判の侵害に対する25,000ドルの賠償金が争点となったのであるが、課税庁がこれらは「身体的人的侵害」によるものではないからIRC §104 (a) (2)の適用がないと主張したのに対し、納税者は、これは所得のないところに課税するものであって、合衆国憲法修正第16条に反すると主張した。Douglas Ginsburg主判事は、本件賠償金がIRC §104 (a) (2)の対象外である点については課税庁側の主張を認めたが、しかし、IRC §104 (a) (2)は違憲であると判断した。なぜなら、「納税者が受けた補償的賠償金は、通常所得として課税されるものに代えて受け取ったものではなく、修正第16条のいう「所得」の意味に含まれるものでもない<sup>(23)</sup>」からである。しかしながら、この判決には多くの批判が寄せられ、最終的に、同裁判所は当初の判断を破棄してIRC §104 (a) (2)の合憲性を認め<sup>(24)</sup>た。<sup>(25)</sup>

### 3 非課税規定の理論的根拠

これまでみてきたように、米国では、非課税とされる損害賠償金の範囲をめぐって多くの訴訟が提起されてきた。そのため、損害賠償金の非課税規定の理論的根拠が何であるかという点に関する議論が活発である。以下では、こうした議論を整理し、わが国における損害賠償金非課税規定の理論的根拠を考える準備をする。

#### (1) 制限的所得概念

所得概念には、制限的所得概念（所得源泉説）と包括的所得概念（純資産増加説）がある。制限的所得概念は、所得概念をせまく構成する考え方であるが、その設定する基準によっていくつかの見解がある。ひとつは生産力説とよばれるもので、「個人所得は国民所得の一部であり、したがって国民所得に含まれないものは個人所得にも含まれない、という発想」を基礎とする。<sup>(26)</sup>ヘルマンによれば、「個人は新しい財貨を対価なしに他の者から得ることができる。しかし、これは単に分配における変更にすぎず、全国民所得の増加ではないため、単なる財貨の移転は所得計算において無視<sup>(27)</sup>することができる。こうした見解のもとでは、損害賠償金は加害者から

被害者への金銭の「移転」にすぎず、国民所得を増加させるものではないから、「所得」ではないといえる<sup>(28)</sup>。しかし、現在では、所得計算において重要なのは国民経済全体において一定期間の間にどれだけの大きさの生産がなされたか（国民所得）ではなく、各個人に付き一定期間の間にどれだけ担税力が増加したかであるとされており、国民所得を「所得」と捉える<sup>(29)</sup>考え方は支持されていない。

そのほか、制限的所得概念には、規則的反復性のあるものに限定して所得を捉える考え方や、これを発展させた継続的源泉説があるとされる。これらの学説においては、一時的・偶発的・恩恵的利得は所得の範囲から除外されるため、規則的反復性がない又は継続的源泉がない損害賠償金は、「所得」とは考えられない。

実際、米国の判例の中には、所得を「資本からの利得、または労働からの利得、もしくは両者の結合したものからの利得であり」と狭く定義したものがあつたこと、この定義に依拠して損害賠償金の非課税規定を理解するものがあつたことは、上述したとおりである。わが国においても、戦前は一時的・偶発的・恩恵的利得が所得の範囲から除外されていたため、同様の理由により損害賠償金は「所得」に含まれないと考えられていた時期があつたと考えられる。

しかし、今日では、一時的・偶発的・恩恵的利得であっても、所得税の負担の公平な分配の観点からは、それらはすべて考慮に入れられなければならないとされている<sup>(30)</sup>。包括的所得概念（純資産増加説）が所得税制度の趣旨・目的に合致するとして<sup>(31)</sup>、わが国においても米国においても、所得を包括的に捉える考え方が支持されている。

## (2) 包括的所得概念

包括的所得概念のもとでは、損害賠償金が非課税とされる理由をどのように説明できるだろうか。損害賠償金は「所得」ではないと考えることができるだろうか。包括的所得概念を提唱したヘイグ・サイモンズによれば、「所得」とは、消費によって行使された権利の市場価値と、期首と期末の間における財産権の蓄積の価値の変化の合計である<sup>(32)</sup>。この定義のもと

では、不法行為の効果として加害者から賠償金を受けた被害者においては、その賠償金相当額の資産の増加がもたらされる一方、賠償金の原因となった損害相当額の資産の減少が生じているはずであるから、全体としては純資産の増減はないため、「所得」は生じていないと考えられる。

しかし、このような理解により IRC §104 (a) (2) を説明することはできない。同条の対象である人的侵害行為により受ける損害賠償金については、身体や精神における損害を資産の減少と捉えることには疑問があるからである。たしかに、経済学者の間では、財貨の利用やサービスから得られる効用 (utility) ないし満足 (satisfaction) が真の意味の所得であると考える傾向が強いとされるが、<sup>(33)</sup>ヘイグやサイモンズは、欲求の満足それ自体ではなくそれを満足させる経済的能力をもって所得を定義したのであるから、<sup>(34)</sup>傷つけられた身体、毀損された名誉又は精神的なダメージを所得の測定において考慮することは認められないと考えられる。<sup>(35)</sup>また、包括的所得概念のもとでは、譲渡不可能な権利からは所得は生じないとする説明も<sup>(36)</sup>支持されえないと思われる。

したがって、今日の所得概念のもとでは、IRC §104 (a) (2) は損害賠償金が所得でないことを確認したものであるということとはできない。

### (3) ヒューマン・キャピタル理論

損害賠償金の非課税規定を説明する際にもっともよく用いられるのは、投下資本の回収理論 (recovery of capital) である。この理論のもとでは、原資を維持してなお消費に向けることのできる部分だけが所得とされ、原資又は元本たる資本の回収部分には課税されない。<sup>(37)</sup>米国では、これは租税原則 (tax doctrine) のひとつとされている。<sup>(38)</sup>たとえば、100 万円で購入した株式を 150 万円で売却した場合、投下資本の回収理論のもとでは、収入金額 150 万円のうち投下資本を上回る金額 (50 万円) のみが利得として課税所得に含まれる。実際の所得計算においては、投下資本は必要経費として現れる。

この投下資本の回収理論を人的侵害に係る賠償金についても適用しようとするのが、ヒューマン・キャピタル理論である。この理論によれば、人

は、人的資本（human capital）と呼ばれる基礎価額を有しており、たとえば、教育や健康維持への支出がそれを構成するとされる<sup>(39)</sup>。そして、この論者たちは、人的侵害に基因して受ける損害賠償金は、人的資本の回収で<sup>(40)</sup>あって、所得は生じないと説明するのである。

ヒューマン・キャピタル理論に対しては、以下のような批判がある。第1に、現行所得税制は、人の身体や精神を資本と捉える考え方を受け入れていない。もし、所得税制において身体や精神が基礎価額を有すると考えられているならば、加害者から賠償金を受けることができなかった被害者は、損害を受けた身体又は精神の基礎価額相当額を控除できてしかるべきであるが、実際にはそのような控除は認められていない。また、身体や精神が取得価額を有するならば、それをすりへらして得た給与と所得からその償却費が控除されてしかるべきであるが、<sup>(41)</sup>そのような控除は認められていない。そればかりか、プライバシー権の譲渡による対価、<sup>(42)</sup>血液その他身体の一部又はその生産物の自発的販売<sup>(43)</sup>の場合にさえ、その元本となった人的資本の基礎価額を控除することは認められない<sup>(44)</sup>。第2に、物的損害により受けた損害賠償金の場合には、基礎価額の存在とその金額の立証責任は納税者側にあり、納税者がそれを立証できない場合にはゼロとみなされる。したがって、仮に人的資本という概念を受け入れるとしても、投下資本の回収理論を厳密に適用すれば、その基礎価額はたいていの場合ゼロとみなされることになる<sup>(45)</sup>。

#### (4) 公平負担の原則

不法行為の被害者はその不法行為がなかった場合と等しく課税されるべきであるという考え方がある。この考え方は、租税法の基本原則である公平負担の原則により導くことができるだろうか。公平負担の原則は、同様な状況にある者に同様に課税すべきことを要請すると考えられている<sup>(46)</sup>。ここで、何をもち、同様な状況にあるとするのが問題となる。たとえば、以下のような事例を用いるとわかりやすい。納税者Aは、ある課税年度に不運にも不法行為の被害者となり、500万円の給与に加えて不法行為を請求原因とする100万円の慰謝料を受け取ったとする。この場合、納税者

Aは、同課税年度に500万円の給与を得た納税者Bと「同様な状況」にあるのだろうか（そうであるなら、損害賠償金は非課税とされるべきである）、それとも、600万円の給与を得た納税者Cと同様な状況にあるのだろうか（そうであるなら、損害賠償金は課税されるべきである）。また、不法行為の被害者となったが、加害者の資力がなかったために慰謝料を受けることができなかった納税者D（同課税年度に給与500万円を受けている）と納税者Aは同様な状況にあるだろうか。

結局、公平負担の原則のみでは、納税者Aと納税者Bを等しく扱うべきであるということとはできない。また、損害賠償金には担税力がないという説明がなされることがあるが、担税力という言葉は、租税利益説との対比<sup>(47)</sup>で意味をもつが、「担税力の意味内容は、各人の考え方によって異なる」ため、そこから具体性のある解釈や立法論を引き出すことはできない。

#### (5) 強制的・非自発的な性格

損害賠償金が強制的ないし非自発的な性格を有するものである点に着目し、損害賠償金の非課税規定を説明しようとするものがある。<sup>(48)</sup>IRC §1033は、一定の要件をみたす非自発的な資産のコンバージョンについて、そのキャピタル・ゲインの認識の繰り延べを認めている。たとえば、所有する資産に損害を受けたことにより保険金等を受領した場合、同保険金のうち取得価額（投下資本）を超える部分はキャピタル・ゲインが実現しているが、IRC §1033 (b) 32のもとでは、損壊資産の代替資産の購入を要件として、そのキャピタル・ゲインに対する課税は繰り延べられ、次に代替資産が譲渡された時点で課税の対象とされる。<sup>(49)</sup>

たしかに、損害賠償金も非自発的な所得の実現であるといえる。しかし、§104 (a) (2) と §1033 との間には重要な違いがある。第1に、§104 (a) (2) は課税の断念を意味するのに対し、§1033 は課税を延期するに過ぎないという点である。第2に、§1033のもとでは、代替資産の購入が要件とされているのに対し、§104 (a) (2) にはこのような要件が定められていないため、納税者は自由に金銭を処分することができる点である。<sup>(50)</sup>したがって、損害賠償金の非自発的な性格に着目しても、IRC §104 (a) (2) を理論的に

説明することはできない。

非自発的な資産のコンバージョンについて課税が繰り延べられる趣旨としては、資産の値上がり益が実現しても現金化されなにかぎり課税するのは実際的ではないという理由や、所有・支配が継続しているからであると説明される<sup>(51)</sup>。たしかに、生活用資産の損害や医療費を補填する損害賠償金については、それに対して課税することで、代替資産の購入資金が不足したり、医療費の支払いが困難になる場合があると考えられる。しかし、逸失利益を補填する賠償金や慰謝料等については、納税資金を欠く又は代替資産の購入資金が不足するといった事態は生じないから、非自発的な性格に着目するならば、逸失利益を補てんする賠償金や慰謝料等は非課税とされる損害賠償金の範囲から除外すべきである。

#### (6) 帰属所得との比較

帰属所得との比較によって損害賠償金の非課税規定を説明しようとするものがある。帰属所得とは、「自己の財産および労働に直接に帰せられる所得、すなわち自己の財産の利用から得られる経済的利益および自家労働から得られる経済的利益をいう」<sup>(52)</sup>。たとえば、自己の所有する住宅に居住することによって得られる利益（帰属家賃）や自己の所有する自動車家具等の使用から得られる利益（帰属使用料）や自己の家事労働その他の自家労働から得られる利益（帰属賃金）等がある。「帰属所得も、それを得た者の担税力を増加させる点では、市場取引によって得られる所得と異ならない」<sup>(53)</sup>が、しかし、実際に帰属所得を捉えて課税することは困難なことから、一般的にどこの国でも帰属所得は課税の対象とされていないとされる<sup>(54)</sup>。

このように帰属所得が課税の対象とされていない点を捉えて、損害賠償金にも課税すべきでないと説明することができるだろうか。たとえば、生活用資産が損壊された場合、滅失のときはその資産の価値相当額、損壊のときはその修理に要する金銭及び修理の間に代替資産を借りたときはその賃借料相当額が賠償金算定の基礎となるが、これらはその不法行為がなければ課税されることのなかった帰属所得であると考えることができる。人

的侵害に係る賠償金については、健康で障害のない身体を有することによる満足の流入は帰属所得であると説明できる。

こうした見解に対しては以下のような反論がある。帰属所得が課税の対象とされていないのは、帰属所得の範囲が不明確であることや、把握と評価が困難な場合が多いことなどの理由によるのであって、<sup>(55)</sup> 帰属所得が金銭として顕在化する場合にはそのような問題は生じないから、課税されるべきであるとの指摘である。<sup>(56)</sup>

#### (7) 行政上の便宜

帰属所得や未実現利益のように、徴収上の困難を理由として課税の対象とされていない所得がある。損害賠償金についても、徴収上の理由から説明しようとするものがある。第1に、損害を被った当事者は、逸失利益を補てんする損害賠償金（課税）と資本を補填する損害賠償金（非課税）とを区別するというさらなる負担を負わされるべきではないというものである。とりわけ和解の場合には、和解金のうちいずれの部分が課税されるべき賠償金であるかを認定するには困難が伴う。<sup>(57)</sup> この立場のもとでは、人的侵害に係る損害賠償金は身体的なものに係るものか非身体的なものに係るものかにかかわらずすべて総所得から除外することが望ましい。しかし、実際にはIRC §104 (a) (2) は懲罰的損害賠償金や非身体的人的侵害に係る損害賠償金を適用除外としている。

第2は、賠償金のうち逸失所得を補てんする部分は、当該不法行為がなければ本来は数年にわたって給与や賃金として受け取るはずのものであったから、これに所得税の累進税率を適用すると被害者の税負担が重くなるというものである。たしかに、これを非課税とすることにより、このような問題は回避される。しかし、この問題は、損害賠償金を非課税とするよりも、累進税率の効果を緩和する平準化措置を採ることがより公平な解決策である。

いずれにしても、行政上の便宜を理由とするこれらの説明は、それ単独では非課税規定の理論的根拠とはなりえない。「捕捉が困難で行政上種々の問題が生ずるものについては、それを理由として課税の対象から除外す

ることは公平とはいえず、行政技術の向上が求められる<sup>(58)</sup>」。

(8) 租税理論以外の政策目的

これまで考察してきたとおり、米国では、租税理論により内国歳入法典 §104 (a) (2) を説明することは難しいとして、その理論的根拠を国民感情と沿革的事情に求める傾向がある<sup>(59)</sup>。なお、§104 (a) (2) は租税歳出 (tax expenditure)<sup>(60)</sup> として位置付けられている。

註

- (3) これは、相手方の契約違反に基因して受けた損害賠償金についても適用される (Clark v. Commissioner, 40 B.T.A. 3331 (1939))。
- (4) Stabley S. Surrey and Paul R. Macdaniel, *Federal Income Taxation Cases and Materials* (1986) p. 127.
- (5) Farmers & Merchants Bank v. Commissioner, 59 F.2d 912 (6th Cir. 1932).
- (6) この規定の前後には、労働者災害補償法の下で人的侵害又は疾病に対して受ける金額 (同条 (1)) 及び損害保険又は健康保険により人的侵害又は疾病に対して受ける金額 (同条 (3)) を総所得に含まない旨定める規定がある。
- (7) Revenue Act of 1918, ch. 18, sec. 213 (b) (6), 40 Stat. 1066 (1918). §213 (b) (6) は、1939年に §22 (b) (5) に、1954年に現在の §104 (a) (2) に配置換えされた。
- (8) Op. Att’y Gen. 304, 308 (1918). See, J. Martin Burke and Michael K. Friel, *TAX TREATMENT OF EMPLOYMENT-RELATED PERSONAL INJURY AWARDS*, 50 Mont. L. Rev. 13 (1989) pp. 14–15.
- (9) 職業上の名声に対する名誉毀損については、Solicitor’s Memorandum 957. 離婚慰謝料については、Solicitor’s Memorandum 1384.
- (10) Eisner v. Macomber, 252 U.S. 189 (1929).
- (11) Sol. Op. 132, 1-1 C.B. 92, 93 (1922). Cited in William A. Klein etc, *Federal Income Taxation Seventh Edition*, Little Brown & Company Ltd (1987) p. 221. この行政庁の見解においては、非身体的侵害による損害賠償金が非課税とされる理由として、もうひとつ理由が示されている。「侵害された権利は人格権であり、いかなる方法によっても移転できない。〔筆者：不法行為訴訟の〕陪審員は損害の金額を概算するが、ことの性質上、被侵害権利の正確な金銭の評価など存在しえない。権利と金銭は比較不可能であり、恒等式の左辺と右辺におくことなどできないのである。個人が譲渡不可能で市場価値に換算できない権利を有しており、その侵害に対する妥協として金銭を受け取ったとき、納税者はそれによって何らかの利得又は利益を生じたとはいえない。」と述べられており、不可譲の権利からは利得は生じないという理由が示されている。

- (12) ただし、本判決の理由づけには混乱がある。本判決は、「本件補償的賠償金は、本質的にはもっぱら人的・非金銭的な侵害に対して法が与える救済である。人格又は評判その他の人的属性は、経済的成功にとって重要な要因であることは全ての人が認めるだろう。しかし、経済学者にとってさえも、それは資本ではない。さもなければ、富 (wealth) という言葉で測定できるはずである。それらは、財産又は物ではない。損害賠償金のような補てん (compensatory) は個人に何も付け加えない。というのも、まさに補てんを認める理念は補てんに利益が含まれることを禁じるのからである。補てんは、被害者を侵害前とまったく同じにしようとするものである」と述べており、人的資本という概念を否定しながらも、純資産増加説を基礎としている。
- (13) CLARK v. Commissioner, 40 B.T.A.333 (1939) では、税理士の誤りにより過大に租税を負担することとなった納税者が、その過大納付分の損害を補填するために税理士から受け取った賠償金が課税所得に含まれるか否かが問題となった。裁判所は、それは「資本、労働又は両者の結合」から生じたものではないため所得でないという理由と、それは資本の損失を補填するものであるという理由を述べて、本件賠償金は課税所得に含まれないと判断した。
- (14) たとえば、1992年の United States v. Burke, 504 U.S. 229 (1992) では、雇用差別による過去の給与の回復 (バック・ペイ) が争点となり、連邦最高裁判所は、これは損害の回復には当たらないと述べ、非課税規定の適用対象外であると判断した。名誉毀損に係る懲罰的損害賠償金が争点となった Miller v. Commissioner, 93 T.C. 330 (1989) においては、メリーランド州法上は名誉毀損行為は人的侵害行為に含まれるから、同賠償金部分にも非課税規定が適用されると判断したが、その上級審である Commissioner v. Miller, 914 F.2d 586 (1990) は、これをくつがえし、本件懲罰的損害賠償金は資本の回収ではなく、たなぼたであり、これを総所得から除外することは立法趣旨にかなわないと判断した。
- (15) 79 T.C. 398 (1989).
- (16) 損害賠償金のうちには、信用調査により事業上の機会を喪失したことによる得べかりし利得の補てんが含まれていた。
- (17) 716 F.2d 693 (9th Cir. 1983).
- (18) Marvin A. Chirelstein and Lawrence Zelenak, *Federal Income Taxation 12th edition*, Foundation Press (2011) p. 47.
- (19) 玉國文敏「懲罰的損害賠償金の課税所得性——米国連邦裁判例等に見る新展開」『公法学の法と政策 (上) 金子宏先生古稀祝賀論文集』有斐閣 (2000) 516頁。
- (20) Omnibus Budget Reconciliation Act of 1989, Pub .L. No. 101-239, 103 Stat. 2106 (1989).

- (21) Small Business Job Protection Act of 1996, Pub. L. No. 104-188, 110 Stat. 1755 (1996).
- (22) Joint Committee on Taxation, *General Explanation of Tax Legislation Enacted in the 104<sup>th</sup> Congress*, U.S. Government Printing Office (1996) pp. 222-224.
- (23) 460 F.3d 79 (D.C. Cir. 2006) p. 92.
- (24) Paul Caron, *Murphy a Boon for Protestors Critics Say*, 112 Tax Notes 832 (2006).
- (25) 493 F.3d 170 (D.C. Cir. 2007).
- (26) 所得概念については、金子宏『所得概念の研究——所得課税の基礎理論〈上巻〉』有斐閣（1995）頁。
- (27) 日本語訳は金子・前掲註（26）27頁にならった。
- (28) Joseph M. Dodge, *Taxes and Torts*, 77 Cornell L. Rev. 143 (1992) pp. 147, 148.
- (29) 金子・前掲註（26）28頁。つまり、富の生産に参加することによって得た利得であれ移転により受けた利得であれ担税力の相違はないと考えられるのである。
- (30) 金子・前掲注（26）29頁。
- (31) 金子・前掲注（26）40頁。
- (32) HENRY C. SIMONS, *PERSONAL INCOME TAXATION*, the University of Chicago Press (1962) p. 50. 日本語訳は金子・前掲注（26）25頁に従った。
- (33) 金子・前掲註（26）13頁。
- (34) 金子・前掲註（26）25頁。
- (35) Thomas D. Griffith, *Should “tax norms” be abandoned?—Rethinking Tax Policy Analysis and the Taxation of Personal Injury Recoveries—*, Wis. L. Rev. 1115 (1993).
- (36) このような見解を示したものとして、たとえば、Sol. Op. 132, 1-1 C.B. 92, 93 (1922). Cited in William A. Klein etc, *Federal Income Taxation Seventh Edition*, Little Brown & Company Ltd (1987) p. 221.
- (37) *Doyle v. Mitchell Bros. Co.*, 247 U.S. 179 (1918).
- (38) William A. Klein and Joseph Bankman etc, *Federal Income Taxation Fifteenth Edition*, Wolters Kluwer (2009) p. 119.
- (39) Paul B. Stephan III, *Federal Income Taxation and Human Capital*, 70 VA. L. REV. 1357, (1984) pp. 1369-1375.
- (40) Malcolm L. Morris, *Taxing Economic Loss Recovered in Personal Injury Actions: Towards a Capital Idea?*, 39 U. FLA. L. REV. 735 (1986) p. 749.
- (41) Chirelstein, *supra* note 18, p. 47.
- (42) *Starrels v. Commissioner*, 304 F.2d 574, 577 (9th Cir. 1962).
- (43) *Green v. Commissioner*, 74 T.C. 1229 (1980); *United States v. Garber*, 607 F.2d 92 (5th Cir. 1979).
- (44) ただし、基礎控除にはヒューマン・キャピタルの基礎価額が含まれている

と考えることができるかもしれない。

- (45) *Mark W. Cochran, Should Personal Injury Damage Awards Be Taxed?*, 38 Case W. Res. 43 (1988) pp. 45–46; Edward Yorio, *The Taxation of Damages: Tax and Non-Tax Policy Considerations*, 62 CORNELL L. REV. 701 (1977) pp. 711–713. 人の支出のうち、「消費」に該当する部分とヒューマン・キャピタルの取得価額に該当する部分を厳密に区別することは困難であるとされる。
- (46) 水野忠恒『租税法〔第5版〕』有斐閣（2011）12頁。
- (47) 岡村忠生・渡辺徹也・高橋祐介『ベーシック税法〔第2判〕』有斐閣アルマ（2007）56頁。
- (48) Chirestein, *supra* note 18, pp. 44, 45.
- (49) わが国の所得税についても、固定資産の交換（58条）、居住財産の買換え（租特36条の2）、事業用資産の買換え（租特37条）の場合に、代替資産が「同一の用途」に供されるときは、譲渡がなかったものとされる。このような場合には、所得（値上がり益）は実現しているが、その時点で所得を認識・計上することなく課税を繰り延べ、元の資産の取得価額を引き継ぐものとされている。
- (50) Cochran, *supra* note 45, p. 47.
- (51) 水野・前掲註（46）148頁。繰延べの理論的根拠については、芳賀真一「課税繰延べの根拠とその合理性：アメリカ連邦所得税における同種の資産の交換の規定と組織変更税制を中心に」一橋法学8（1）303～376頁（2009）。
- (52) 金子・前掲註（26）86頁。
- (53) 金子・前掲註（26）87頁。
- (54) 水野・前掲註（46）146頁。
- (55) 金子・前掲註（26）88、89頁。
- (56) Mark W. Cochran, *supra* note 45, pp. 48–49.
- (57) Joseph M. Dodge, *Taxes and Torts*, 77 Cornell L. Rev. 143 (1992).
- (58) 金子・前掲註（26）。
- (59) Bertram Harnett, *Torts and Taxes*, 27 N.Y.L. Rev. 614 (1952) p. 627; *Mark W. Cochran, supra* note 45, p. 44.
- (60) Estimates Of Federal Tax Expenditures For Fiscal Years 2011–2015 (January 17, 2012) p. 43.

### Ⅲ わが国所得税法における損害賠償金課税

#### 1 制度の概要

所得税法9条1項17号は、損害賠償金のうち、「心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得するものその他の政令で定めるもの」を非課税とする旨定めている。これを受け、所得税法施行令30条は、①「心身に加えられた損害につき支払をうける慰謝料その他の賠償金（その傷害に基因して勤務又は業務に従事することができなかったことによる給与又は収益の補償として受けるものを含む。）」、②「不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金」、③「心身又は資産に加えられた損害につき支払を受ける相当の見舞金」を挙げている。

これを要するに、所得税法は、損害賠償金のうち「心身に加えられた損害に基因して取得するもの」と「資産に加えられた損害に基因して取得するもの」とを区別し、前者については、必要経費に算入される金額を補填するものを除き、全面的に非課税所得とするのに対し、後者については、「不法行為その他突発的な事故」によるものに限定したうえ、必要経費を補填するものと収益補償金等を除外して、非課税としている。典型的には、前者が人的損害、後者が物的損害に係る賠償金である。<sup>(61)</sup>

わが国の損害賠償金非課税規定と米国のそれとの差異は、①わが国の非課税規定が物的損害をも対象としているのに対し、米国の非課税規定は人的侵害のみを対象とするものである点、②わが国の非課税規定は「損害」に着目しているのに対し、米国の非課税規定は「侵害」に着目している点である。

#### 2 非課税規定の理論的根拠

##### (1) 学説

わが国では一般的に、損害賠償金は損害の回復であるから所得でないと理解されている。たとえば、金子宏『租税法』は、「納税者が取得した経

済的価値のうち、原資の維持に必要な部分は、所得を構成しない。(略) 保険金や損害賠償金も、損害の回復であって、所得ではない<sup>(62)</sup>と説明する。同様に、岡村忠生ら『ベーシック税法』も、「所得課税が対象とするのは、所得すなわち利益あるいは増加益であり、原資や元本を課税の対象とすることはできない。損害賠償や損害保険給付は、原資を回復するものであるから、もともと所得ではない<sup>(63)</sup>」と説明している。また、水野忠恒『租税法』は、損害賠償金は「損害の回復であり、担税力がないとみられるので非課税とされる<sup>(64)</sup>」として、担税力の観点からも説明を加えている。

## (2) 裁判例

裁判所による所得税法9条1項17号の理解は、大きく2つに区分できる。①損害賠償金は所得ではないとする理解と、②非課税規定は被害者に対する同情等による立法的措置であるとする理解である。

### ① 損害賠償金の課税所得性

#### (i) 損害の補てん＝利得の発生がないという説明

環境権侵害に対する補償金名義で支払われた金員について争われた大阪地判昭和54年5月31日判時945号86頁(大阪高判昭和55年2月29日税資110号502頁、最1小判昭和56年4月23日税資117号217頁)は、「所得税法九条一項二一号、同法施行令三〇条が損害賠償金、見舞金及びこれらに類するものを非課税としたわけは、これらの金員が受領者の心身、財産に受けた損害を補填する性格のものであって、原則的には受領者である納税者に利益をもたらさないからである」と述べている。また、賃貸借契約の中途解約の場合の原状回復義務に代えて支払われた和解金が問題となった宇都宮地判平成17年3月30日税資255号順号9980は、「損害賠償金等は、受領者である納税者の心身あるいは資産に加えられた損害を補償する性格を有する金銭であって、実質的にこれらの金銭を取得したとしても受領者である納税者は失われた利益を回復するのみで、これによって利得するわけではないから、このような金銭に担税力を見いだすことはできないとされたためである」と解している。

(ii) 損害の補てん＝担税力がないという説明

商品先物取引によって生じた手数料損失に係る和解金が争われた名古屋地判平成21年9月30日判時2100号28頁は、「損害賠償金は、他人の行為によって被った損害を補てんするものであって、その担税力等を考慮すると、これに所得税を課するのは適当でないという判断によるものである」と述べている。

② 被害者に対する配慮

休業損害額（逸失利益）の算定において源泉徴収税額を控除した額をもって行うべきか否かが問題となった東京地判昭和44年8月25日判時574号49頁は、労働能力の対価としての「収益が給与所得として個人の収入になる場合には所得税が課せられるが、収益が給与相当額の損害賠償として個人の収入となった場合には、所得税法九条一項二十一号によって非課税とされるのであって、この差異は損害賠償金を受ける被害者保護のための立法政策によるものである」と述べている。

名古屋地判平成元年7月28日税資173号417頁（名古屋高判平成2年1月29日税資175号204頁、最3小判平成2年7月17日判時1357号46頁）は、保険金に関するものであるが、「本件適用法令〔現行法9条1項17号：引用者〕の趣旨は、傷害に基因して支払われる保険金等は、それが、受傷者自身や受傷者の配偶者若しくは直系血族または生計を一にするその他の親族に支払われる場合には、通常受傷者の治療費等に費消されることにかんがみて、これに課税することは現に療養中の受傷者に対し酷な結果になるとの政策的配慮にある」と解している。

種牡馬の売買につき損害賠償金名義で受領した金員が争われた札幌地判平成3年2月5日シュト355号36頁（札幌高判平成6年2月15日税資200号640頁）は、所得税法が「資産に対する損害賠償金を非課税とした趣旨は、損害賠償金は、当事者の意思に基づき資産が譲渡される場合と異なり、資産に対して突発的に予期しない損害が加えられた場合に発生することから、その間に所得の観念を入れて課税するとすれば被害者にとって苛酷な結果になるとの配慮に出たものであると解される。（略）右のよう

な趣旨に鑑み、実質的にみて被害者の予期せぬ損害を填補する性質のものであるか否かによって判断すべきものである」とする。

不法占拠された土地につき受けた和解金が問題となった大阪地判昭和41年8月8日税資45号134頁は、「損害賠償が他人の蒙った損害を填補し損害のないのと同じ状態にしようとすることにあって、その間に所得の観念をいれることが酷である場合の存することによるものである」と述べている。

### (3) 検討

#### ① 規定の文言から

わが国では、損害賠償金は損害の補填であって利得が生じない、担税力がない又は所得ではないとする理解が中心である。これらは、包括的所得概念（純資産増加説）又は投下資本の回収理論をその基礎としているものと考えられる。しかし、米国で議論されてきたように、包括所得概念又は投下資本の回収理論により損害賠償金の非課税規定を説明するには、人の身体や精神を「資産」又は「資本」と捉えなければならないといった概念的な問題点がある。また、以下の点においても、包括的所得概念や投下資本の回収理論は所得税法9条1項17号を必ずしも十分に説明するものではない。第1に、損害賠償金が所得でないのであれば、所得税法に非課税規定をわざわざおく必要はない<sup>(65)</sup>。所得税法9条柱書は、「次に掲げる所得については、所得税を課さない」と定めているから、所得税法9条1項17号を損害賠償金が所得でないことを確認した規定であると理解するには無理がある。第2に、所得税法施行令30条は、明文の規定があつてこそ非課税になる（「所得」でないとはいえない）部分を明らかに含んでいる。たとえば、休業補償のような得べかりし利益を補てんする賠償金や、賠償金のうち投下資本を超える部分に相当する賠償金である。したがって、所得税法9条1項17号は、一部または全部が創設の規定であると解するのが自然であり、損害賠償金は所得でないという説明以外の理論的説明が必要となる<sup>(66)</sup>。

## ② 税制調査会答申

現在の所得税法9条1項17号は、昭和22年の全文改正により創設されたものである。この時点では、「損害賠償に因り取得したもの、慰養料その他これらに類するもの」という簡単な規定であったが、昭和34年改正及び昭和37年改正により整備が図られ、損害の原因別に規定する現在の形に改正された。<sup>(67)</sup>以下では、昭和36年12月税制調査会答申の資料に基づき、わが国の損害賠償金の非課税規定の趣旨を明らかにしたい。

税制調査会は、「この種の問題に対する取り扱い、その性質上、あまり理論のみはしることは適当でなく、常識的に支持されるものでなければならぬ」と述べたうえで、損害賠償金を人的損害により受けるものと物的損害により受けるものに区分したうえで、非課税とされる範囲を検討している。

### (i) 人的損害

人的損害により受ける補償金等については、①精神的損害に対するもの、②肉体的損害に対するもの、③休業補償又は収益補償の3つの区分が示されており、これらは全て非課税であるとの結論が示されている。その理由として、③については、「現在給与所得者が業務上の災害に基づいて受ける休業補償費等を非課税とする考え方を拡張して、人的損害に基因して失われた利益の補償であるかぎり、たとえそれが事業所得又はこれに準ずるものの収入金額の補償であっても、非課税とすることが一般の常識にも合致し、適当である」との説明がなされているが、①と②については、理由が示されておらず、当然に非課税であるかのように結論が導かれている。①と②が非課税であると考えられた理由は、後述する物的損害に係る説明を読めば、明らかになる。それらが非課税とされるのは、不法行為がなかったならば課税されなかったはずであるからである。したがって、所得税法9条1項17号及び所得税法施行令30条のうち人的損害により受ける補償金等について定める部分の趣旨は、不法行為がなかったならば課税されなかったはずのものには課税しないという考え方を前提としつつ、沿革的事情に鑑みたものといえる。

## (ii) 物的損害

物的損害について受ける補償金等については、①不法行為その他突発事故による損害であるか、②契約、取用等による資産の移転ないし消滅に基づく損失であるかにより区別される。前者は「まさしく災害による損失であり、そのような損失の補償と、契約、取用等の場合のように当事者の合意に基づくか、あるいは強制的な要素があるにしても社会的に合意が要請されている場合の損失の補償とは、事情が異なる」からである。

前者①のうち、「生活用資産に関する損害に対する補償金等については、これによって補てんされる利益は、もし、その損害がなかったならば課税されなかったはずである資産の評価益又は自家家賃等のいわゆるインピューテッド・インカムとしての性質をもつものであるから、その補償が資産の滅失又は価値の減少等の資産損失に対するものであるか、資産の使用料相当額の補償であるかを問わず、非課税」とするものと結論づけられている。他方、生活用資産以外の資産に関する損害に対する補償金等については、(i) 資産損失に対する補償金は、「たとえそれが事業用建物のようなものの損失に対するものであっても、もしその損害がなかったならば、その評価益には課税されなかったはずであるから、生活用資産と同様非課税とし、」(ii) 「一方たな卸資産に対する補償、休業補償等のような収益補償は、本来課税されるべき所得に代わるべき性質のものであるから、課税所得とする」こととされた。

後者②については、「契約又取用等の行政処分等①以外の事由による損失補償は、損害を受けた者があるか、又は社会的に合意が要請される性質のものであるから、現行どおり課税所得とし、取用等の場合は、租税特別措置による軽減等を認めること」とされた。

つまり、物的損害に対する補償金等のうち非課税とされるものとそうではないものの判断基準は、「相手方の合意をえない予想されない災害」によるものか否かと、「その損害がなかったならば課税されなかったはずである」か否かである。

以上を要するに、税制調査会の考える「常識」は、不法行為の前後で納

税者の租税負担が変わらないことを意味するものと考えられる。つまり、不法行為がなかったならば課税されなかったはずのものには課税されるべきでないという考え方が基礎にある。しかし、このような考え方は、これまで検討してきたとおり、必ずしも租税理論から導き出されるものではない。

### 3 不法行為法の観点から

以下では、わが国の損害賠償金非課税規定は、包括的所得概念又は投下資本の回収理論により説明するよりも、不法行為制度に配慮した規定であると割り切ることにより、より一貫性のある理解ができることを示す。また、このように解した場合に、その目的を達成するために改善が必要となる点を明らかにする。

もっとも、それは不法行為制度の目的を税制上考慮しなければならないということの意味するわけではない。むしろ、そのような措置については、その政策目的の合理性と目的達成のための手段としての相当性が検討されなければならない<sup>(68)</sup>と考える。

不法行為制度の主たる目的は、被害者の原状回復（損害の填補）にある<sup>(69)</sup>。この目的の観点からは、不法行為の前後で被害者の租税負担が変わらないことが望ましい。不法行為がなかったならば課税されなかったはずのものに課税してしまうと、被害者の原状回復がかなわないからである。

#### (1) 人的損害

傷害の場合、わが国では、個別損害項目積算方式により損害の金銭的評価がなされる。個別損害項目積算方式のもとでは、損害には財産的損害と非財産的損害（慰謝料）があるとされ、財産的損害はさらに積極的損害（例：治療にかかった医療費）と消極的損害（例：治療のために入院して仕事を休んだことにより失った収入）とに分けられる。これらの項目ごとに金額が割り付けられ、最終的に損害の金銭的評価がなされる<sup>(70)</sup>。

こうした金銭的評価を前提とすると、積極的損害を補填する賠償金相当額及び非財産的損害を補填する賠償金相当額については、それを非課税と

することが被害者の原状回復にかなう。実際に、所得税法施行令30条1号はこれらを非課税としている。問題となるのは、消極的損害（逸失利益）を補填する部分である。不法行為がなかったならば、そのような消極的損害に代わって得られたであろう給与又は収益等は、その権利が確定する年度に課税されるはずである。したがって、被害者の原状回復の観点からは、その算定の基礎となった期間にわたってこれに課税する方法が望ましい。しかし、所得税法施行令30条は、この部分をも非課税としており、この点をどのように説明するかが問題となる。税制調査会は、業務上の災害に基づき受ける休業補償等との公平の観点からこの点を説明するが、そのほかにこれを非課税とすべき理由としては、第1に、実際に賠償金の算定の基礎となった期間にわたって課税することは、①事務手数が煩雑となる、②和解や裁判外における解決の場合にはその計算の基礎となった期間が明らかでないことがある、③納税者の納税資金の確保が難しいなどの問題があることが挙げられる。第2に、損害賠償金として受領した年度にその全額に課税するとしたならば、累進税率の構造のもとでは、被害者は、不法行為がなかったよりも多くの租税負担を負うことになるという問題が生じる。不法行為の成立により被害者又は加害者を犠牲にして国家が歳入を得るよりも、国が収入を断念することが国民感情にかなうと考えられる。第3に、損害の金銭的評価においては、慰謝料が消極的損害の補完的機能<sup>(71)</sup>を有することが少なくないとされていることから、消極的損害を補填する部分と精神的損害を補てんする部分に対する課税が異なることは好ましくない。

しかし、消極的損害（逸失利益）を非課税とすることにより生ずる問題もある。損害賠償金の算定において、失われた税引前所得を基礎として計算すべきであるか、税引後所得を基礎として算定されるべきであるか（被害者が支払ったはずの租税を損害賠償金の算定から控除する）という問題<sup>(72)</sup>である。前者によれば、被害者が非課税規定の利益に浴することになるが、後者によれば、加害者が非課税規定の利益に浴することになる。さらに、後者の場合は、不法行為訴訟において、所得税額の算定をめぐって被

害者と加害者で無用な争いが生じるということにもつながりかねない。この点、損害の金銭的評価において、通常、所得から生活費を差し引いたものが利益とされ、生活費は所得に一定の生活費控除率を乗じて求められる。これは被害者の性別などにより30～50%の値とされており、このなかに所得税相当額が含まれると考えることもできる。

## (2) 物的損害

物的損害については、滅失の場合はその物の交換価値、損傷の場合は修理代と修理期間中代替物を借りなければならなかった費用（レンタカー代等）がその金銭的評価の基準となる<sup>(73)</sup>。したがって、被害者が受けた損害賠償金はその損壊資産の基礎価額（投下資本）を上回る場合もあれば、下回る場合もある。しかし、被害者の原状回復の観点からは、損害賠償金はその損害資産の基礎価額を上回っている場合でも、損害を受けた資産が生活用資産である場合や、生活用資産でなくとも事業用の建物のようなときは、売却して利益を得ることを目的とするものではないから、納税者が同種の代替資産を購入することができるように、この時点では課税すべきでない。課税すれば、代替資産を購入する資金が不足し、原状回復が達成されないからである。しかし、厳密には、そのような含み益を非課税とするよりも、課税を繰り延べ、代替資産の取得価額に旧資産の基礎価額を引き継がせることにより、納税者の租税負担を不法行為がなかった場合により近づけることができる。

資産に加えられた損害により受け取る営業補償金や収益補償については、本来は、当該不法行為がなかったならば、その収益等の権利が確定する時点をとらえて課税されるものであるから、その期間にわたって課税することが被害者の原状回復にかなう。しかし、上述したように、そのような損失を補てんする損害賠償金を一括で受け取った場合には、累進税率の構造のもと、不法行為がなかった場合よりも重い租税負担を負うことになるという問題が生じるため、平準化措置が必要となる。現行所得税法は平準化措置を定めているが、被害者の原状回復の観点からは、対象となる範囲が限定的すぎる<sup>(74)</sup>。

## 註

- (61) 大蔵省主税局編『税制調査会答申及びその審議の内容と経過の説明』大蔵省印刷局（昭和37年）554頁～558頁。
- (62) 金子宏『租税法〔第17版〕』弘文堂（2012）177頁。
- (63) 岡村忠生・渡辺徹也・高橋祐介『ベーシック税法〔第2判〕』（2007）98頁。
- (64) 水野忠恒『租税法〔第5版〕』有斐閣（2011）157頁。
- (65) この点については、奥谷健「損害賠償金と非課税『所得』」税務事例 Vol.42 No.1（2010）6頁。
- (66) 酒井克彦「損害賠償金・慰謝料等の支払を受けた場合の非課税規定の適用問題（上）」税務事例 Vol.39 No.9（2007年）61頁。
- (67) 武田昌輔監修『DHC コメントール所得税法』第一法規477頁。
- (68) 水野忠恒「個人所得課税の基本概念 所得税と租税特別措置」税研25巻4号85頁～99頁。
- (69) 内田貴『民法Ⅱ〔第3判〕債権各論』東京大学出版会（2012）324頁。
- (70) 潮見佳男『不法行為法〔初版〕』信山社出版（1999）271頁。
- (71) 裁判官は、慰謝料の算定にあたってその額を認定するに至った根拠を示す必要がなく、算定の際に考慮した事実をいちいち説示する必要もなく、また、原告が請求額の証明をしていなくても、裁判所は、諸般の事情を斟酌して慰謝料の賠償を命じることができる（最判昭和47年6月22日判時673号41頁）。
- (72) この点、身体障害による逸失利益算定につき、源泉徴収所得税額を控除する前の収入金額を基礎とすべきとしたものとして、東京地判昭和43年10月3日判時536号65頁、東京地判昭和44年8月25日判時574号49頁、大阪地判昭和47年3月11日判タ277号255頁がある。反対に、租税額を控除すべきであるとしたものとして、東京地判昭和47年5月12日判時681号57頁、東京地判昭和45年8月12日判時618号67頁がある。
- (73) 内田・前掲註（69）413頁。
- (74) たとえば、固定資産の除却若しくは譲渡に係る対価補償金等は、臨時所得に含まれない（所得税法基本通達2-36）。また、「災害」には人為的なものが含まれるが、「鉱害、火災類の爆発その他の人為による異常な災害」に限られており（所令9条）、不法行為に適用される場合は限定的であると考えられる。また、臨時所得がその年の総所得の20%以上でなければならないことなどの制限がある。

#### IV おわりに

米国における損害賠償金課税及びその理論的根拠を整理したうえで、わが国における損害賠償金課税の理論的根拠を検討した。わが国及び米国の所得税制は、包括的所得概念を前提としたうえで、一定の要件をみたす損害賠償金を非課税とする規定を定めている。米国では、その立法当初から、非身体的な人的侵害の賠償金や懲罰的損害賠償金が適用範囲に含まれるか否かが問題となり、非課税規定の理論的根拠が議論されてきた。米国の裁判例及び研究者たちの緻密な議論は、わが国の損害賠償金非課税規定の理論的根拠を検討するうえで、有益である。しかし、検討を進めるにつれ、米国における損害賠償金に対する課税制度とわが国におけるそれは相当程度異なっていることが明らかとなった。第1に、わが国の所得税法9条1項17号は、損害を人的損害と物的損害に区別したうえで、それぞれについて非課税となる範囲を定めているが、米国のIRC §104 (a) (2)は身体的な人的侵害により受ける損害賠償金のみをその適用範囲としている。しかし、米国においては、投下資本の回収理論が解釈上確立されており、非課税規定が存在しなくとも物的損害に対する賠償金は投下資本を超えない限り課税されない。たとえば、事業上の評判の侵害により受けた賠償金について、納税者がその基礎価額の立証を行ったときは、その基礎価額を超えない限り、賠償金には課税されない。他方、わが国においては、たとえ性質上は投下資本の回収であるとしても、所得税法37条その他に該当する規定がない場合には、所得の計算上控除されない<sup>(75)</sup>。第2に、米国においては、所得の定義が狭く捉えられた一時期を除いて、投下資本の回収理論が非課税規定の理論的根拠として支持されてきた。1986年及び1996年の改正は、非課税とされる損害賠償金の範囲を投下資本の回収理論により忠実なものにする試みであった。他方、わが国の非課税規定は、投下資本の回収理論のみでは説明することの難しい部分が多い。むしろ、不法行為法における被害者の原状回復という目的に配慮した政策措置であると割り切った方がよりよく理解できる。もっとも、このように理解した

からといってその適用範囲をめぐる解釈問題がただちに解決されるわけではないが、より一貫性ある解釈及び今後の制度の方向性を考える基礎になると考える。

最後に、今後の課題を示してむすびとしたい。米国の災害損失控除 (casualty loss) の制度は、わが国の雑損控除制度よりも広く対象資産や損失原因を認めている。<sup>(76)</sup> 損失を広く認める制度は、加害者から損害賠償金を受けることができなかつた者と損害賠償金を受けることができた者の公平性の確保につながるという点において、損害賠償金の非課税規定よりも望ましい。損害賠償金に対する課税のあり方は、その起因となった損失が必要経費等として控除される範囲や、損害賠償金と同様に被害者を補てんする機能を有する受取保険金に対する課税上の扱いも踏まえて、全体として検討する必要がある。

#### 註

(75) 水野忠恒『租税法〔第5版〕』有斐閣(2011)248頁。

(76) 佐藤英明「雑損控除制度—その性格づけ」『所得税における損失の研究』日税研論集47号(2001)30、31頁。